

経費負担項目

食事サービス提供業務に関し、受託者が負担すべき経費は次の通りとする。

- (1) 食材料費
 (2) 受託者が業務分担する調理業務等に関連して必要となる消耗品（ラップ・洗剤・除菌剤等）の費用

クッキングシート	配膳車洗剤
ラップ	漂白剤
鍋つかみ	まな板等消毒液
中心温度計	油汚れ用洗剤
衛生マスク	ステンレス磨き
ヘアネット	消毒液、石鹼（食材、手指、調理道具用）
コックシューズ	消毒液、石鹼容器
長靴	傷テープ
衛生手袋	ビニール前掛け
ゴム手袋	FAX用紙
ペーパータオル	鉛筆、消しゴム等事務消耗品（受託者使用分）
カウンタークロス	アルミホイル
スポンジ	
洗浄機洗剤	
食器洗剤	

- (3) 従業者にかかる人件費（賃金、手当その他労務提供に対して従業者に対して支払われるべき経済的給付の他、募集費用、福利厚生費用、被服、教育訓練費用その他従業者との雇用契約締結、維持のために直接または間接に要する費用をいう）
 (4) 従業者の定期健康診断・細菌検査等の保健衛生費
 (5) 食事サービス提供業務の運営に要する通信費及び事務用品費
 (6) 食事サービス提供業務遂行に関連し受託者が負担する賠償責任に関する保険に係る費用（生産物賠償・施設賠償責任保険等の保険料、当該保険契約締結費用など）